

# 岐阜県発注工事における 技術者の配置に係るQ & A

岐阜県県土整備部技術検査課  
(令和5年4月)

# 岐阜県発注工事における技術者の配置に係るQ & A 目 次

※目次の項目については「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日付け国総建第316号総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて）と原則として同一となっています。詳細にあつては、同マニュアルをご確認ください。

## 一 趣旨

### （１）建設業における技術者の意義

### （２）建設業法における監理技術者等

- 問1 現場技術者（主任技術者、監理技術者）となるには、どういった資格が必要でしょうか？
- 問2 主任技術者と監理技術者との違いはありますか？
- 問3 「専任」の主任技術者・監理技術者を配置する必要な建設工事はどのような工事ですか？
- 問4 主任技術者資格要件に実務経験を用いる場合、ある期間同時に複数の工種に従事した時は、それぞれの工種において実務経験としてカウントしてよいですか？
- 問5 監理技術者の専任の緩和による「特例監理技術者制度」について
- ①監理技術者補佐になれる人は？
  - ②特例監理技術者の責務は？
  - ③いくつまで兼任できますか？
- 問6 4,500万円以上の工事になりますが、発注者から直接請け負った工事ではありません。この場合でも、監理技術者を置く必要はありますか？
- 問7 4,500万円以上で発注者から直接請け負った工事ですが、直営施工します。この場合でも、監理技術者を置く必要はありますか？
- 問8 4,500万円以上で発注者から直接請け負った工事ですが、下請代金の総額が4,500万円未満となります。この場合でも、監理技術者を置く必要はありますか？

## 二 監理技術者等の設置

### 二― 工事外注計画の立案

#### （１）工事外注計画と下請契約の予定額

#### （２）下請契約について

#### （３）主任技術者から監理技術者への変更

#### （４）監理技術者等の途中交代

#### （５）営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係

- 問9 営業所の専任技術者の役割は？
- 問10 営業所の専任技術者は主任技術者として工事現場に配置することはできないのですか？
- 問11 営業所の専任技術者は監理技術者等になれるか？

## 二 二 監理技術者等の設置

### (1) 監理技術者等の設置における考え方

### (2) 共同企業体における監理技術者等の設置

問 12 J V（建設工事共同企業体）工事では、すべての構成員が技術者を現場に配置しなければならないのでしょうか？

## 二 二 監理技術者等の設置

### 二 三 監理技術者等の職務

### 二 四 監理技術者等の雇用関係

### (1) 監理技術者等に求められる雇用関係

問 13 主任技術者、監理技術者に求められる雇用関係とは？

問 14 他の企業の主任技術者や監理技術者を配置することはできますか？

### (2) 直接的な雇用関係の考え方

### (3) 恒常的な雇用関係の考え方

### (4) 持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

## 三 監理技術者等の工事現場における専任

### (1) 工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方

問 15 建設工事の現場代理人は、主任技術者や監理技術者と兼務することができますか？

問 16 公共工事と民間工事を受注しています。公共工事の現場代理人を民間工事の主任技術者と兼任させたいのですが、可能ですか？

問 17 鉄筋・型枠工事の主任技術者配置義務免除に当たって「注文者の承諾」とは、下請工事の場合、当該下請工事の発注者を指すのか、それとも工事全体の発注者を指すのか、どちらですか？

問 18 10km 程度の近接した工事については、配置する専任の主任技術者の兼務が可能とのことですが、現場代理人はどうですか？

問 19 現場代理人と主任技術者の兼務配置が認められる具体的なケースを教えてください。

問 20 特例監理技術者と現場代理人の兼務は可能でしょうか？

問 21 発注機関の異なる場合の特例監理技術者の兼務条件はどう扱いますか？

問 22 件数や距離の「程度」の範囲はどこまでですか？

問 23 兼務対象となる工事の距離感は、どのようなイメージですか？

問 24 2 以上の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合とは？

## (2) 監理技術者等の専任期間

- 問 25 監理技術者等の専任が必要な工事をするにあたり、工場製作期間がありますが、
- ①工場製作のみの期間は監理技術者等の専任は必要ないですか？
  - ②専任が必要ない場合、工場製作期間中であれば他の工事の専任監理技術者等となっても良いですか？
- 問 26 【県発注工事の運用】兼務対象工事の発注者が異なる場合、受注者はそれぞれの発注者に兼務申請書を提出する必要がありますか？
- 問 27 【県発注工事の運用】受注者から提出される「現場代理人・主任技術者・（特例）監理技術者の兼務申請書」に、根拠資料の添付は必要ないですか？
- 問 28 監理技術者等が専任を要しない期間について教えてください。
- 問 29 下請工事における専任の必要な期間について教えてください。
- 問 30 工期内に専任を要しない期間がある工事で注意すべき事項を教えてください。
- 問 31 専任を要しない期間における他の専任の必要な工事への従事について教えてください。

## 四 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯

### (1) 資格者証制度及び監理技術者講習制度の適用範囲

### (2) 資格者証に関する規定

### (3) 監理技術者講習に関する規定

## 五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成

### (1) 施工体制台帳の整備

### (2) 施工体系図の作成

## 六 工事現場への標識の掲示

## 七 建設業法の遵守

このQ&Aは以下の出版物等を参考・出典としています。  
詳しくは、以下の出版物等もご確認ください。

【参考・出典】

- ①『建設業法解説（改訂13版）』（建設業法研究会編著。大成出版社）
- ②「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付け国総建第316号国土交通省総合政策局建設業課長通知）  
(URL) <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001580032.pdf>
- ③『わかりやすい建設業法Q&A（改訂4版）』（（公財）建設業適正取引推進機構著。大成出版社）
- ④『建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて』（国土交通省中部地方整備局）  
(URL) <https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/qa/qa.htm>
- ⑤『建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者』（国土交通省近畿地方整備局）  
(URL) <https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>
- ⑥『建設業者のための建設業法一元請下請関係の適正化のための22の鉄則ー』（国土交通省北海道開発局）  
(URL) <https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/kensan/ud49g7000000d1xs.html>
- ⑦『建設業法令遵守ハンドブック』（国土交通省東北地方整備局）  
(URL) [http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/kns\\_01ken\\_gyu.html](http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/kns_01ken_gyu.html)
- ⑧『建設工事の適正な施工を確保するための建設業法』（国土交通省関東地方整備局）  
(URL) <https://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/index00000006.html>
- ⑨『建設業者のための建設業法』（国土交通省北陸地方整備局）  
(URL) <https://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html>
- ⑩『建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A』（国土交通省中国地方整備局）  
(URL) <https://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/kensetu/kensetu.htm>
- ⑪『建設業法のポイント 適正な施工体制と元下関係』（国土交通省四国地方整備局）  
(URL) [http://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01\\_kensetu/09-point/index.html](http://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01_kensetu/09-point/index.html)
- ⑫『よくわかる建設業法』（国土交通省九州地方整備局）  
(URL) [http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index\\_02.html#minasama](http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#minasama)
- ⑬『建設業許可関連Q&A』（国土交通省九州地方整備局）  
(URL) <http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/pdf/2103kensetugyoqa.pdf>

## 岐阜県発注工事における技術者の配置に係るQ & Aについて

(令和5年4月1日 最終改正)

**問1 現場技術者（主任技術者、監理技術者）となるには、どういった資格が必要でしょうか？**

**答**

現場技術者（主任技術者、監理技術者）となるためには、建設工事の種類に応じた資格等があります。詳細は、様々な資格等があります。

監理技術者となるには、「監理技術者資格者証」の交付を受け、かつ監理技術者講習を受けている必要があり、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。

※必要な資格等の詳細については、以下のHPをご覧ください。

**【国土交通省本省HP：監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等一覧】**

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001447594.pdf>

<参考・出典>

⑬『建設業許可関連Q & A』（国土交通省九州地方整備局）

**問2 主任技術者と監理技術者との違いはありますか？**

**答**

建設業法においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされています。

また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。（法第26条第1項及び第2項、令第2条）

監理技術者となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業）に係る建設工事の監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法第15条第2号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者に限られます。

（法第26条第2項）

<参考・出典>

⑪『建設業法のポイント 適正な施工体制と元下関係』（国土交通省四国地方整備局）

問3 「専任」の主任技術者・監理技術者を配置する必要な建設工事はどのような工事ですか？

答

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で請負金額（税込）が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上のもの（※）については、「専任」の主任技術者・監理技術者が必要となります。

※個人住宅、長屋を除くほとんどの工事。集合住宅等も対象。

<参考・出典>

⑬『建設業許可関連Q&A』（国土交通省九州地方整備局）

問4 主任技術者資格要件に実務経験を用いる場合、ある期間同時に複数の工種に従事した時は、それぞれの工種において実務経験としてカウントしてよいですか？

答

同一期間の実務経験は、二重カウントできません。

例えば10年間、AとBの工事に従事したからといって、AとB双方10年、というカウントはできません。

<参考・出典>

⑩『建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A』（国土交通省中国地方整備局）

問5 監理技術者の専任の緩和による「特例監理技術者制度」について

- ①監理技術者補佐になれる人は？
- ②特例監理技術者の責務は？
- ③いくつまで兼任できますか？

答

①主任技術者の要件を満たし、令和3年度に改正された技術検定の1級第1次検定に合格した「1級施工管理技士補」の有資格者又は1級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者がなれます。

②兼務する工事現場の監理技術者としての職務のほか、監理技術者補佐を適切に指導することも求められます。

③2工事現場までとなります。

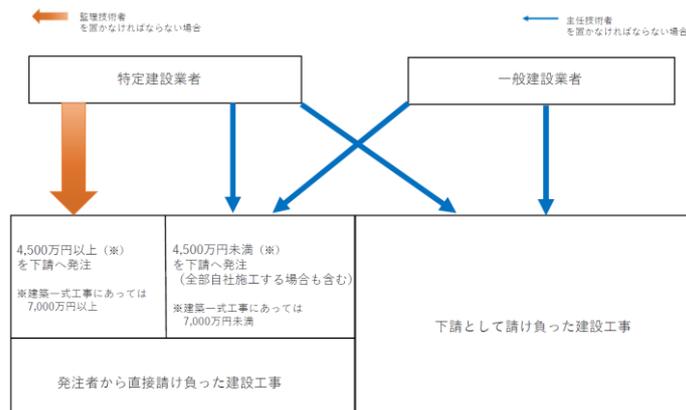
<参考・出典>

⑩『建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A』（国土交通省中国地方整備局）

問6 4,500万円以上の工事になりますが、発注者から直接請け負った工事ではありません。この場合でも、監理技術者を置く必要はありますか？

答

特定建設業者であっても、発注者から直接請け負った建設工事でなければ、たとえ下請契約の請負代金の額が4,500万円以上となっても、建設業法第26条に基づく監理技術者を置く必要はありません。



<参考・出典>

①『建設業法解説（改訂13版）』（建設業法研究会編著。大成出版社）P.372

問7 4,500万円以上で発注者から直接請け負った工事ですが、直営施工します。この場合でも、監理技術者を置く必要はありますか？

答

発注者から直接建設工事を請け負った者でも、直営施工するもの、すなわち下請を使用しない場合は、建設業法第26条に基づく監理技術者を置く必要はありません。

<参考・出典>

①『建設業法解説（改訂13版）』（建設業法研究会編著。大成出版社）P.372

問8 4,500万円以上で発注者から直接請け負った工事ですが、下請代金の総額が4,500万円未満となります。この場合でも、監理技術者を置く必要はありますか？

答

発注者から直接建設工事を請け負った者でも、下請契約を締結して施工する場合であってもその下請代金の総額が4,500万円未満であるものは、建設業法第26条に基づく監理技術者を置く必要はありません。

<参考・出典>

①『建設業法解説（改訂13版）』（建設業法研究会編著。大成出版社）P.372

**問9 営業所の専任技術者の役割は？**

**答**

建設業法の営業所とは、建設工事の常時請負契約を締結する事務所と定義されており、営業活動の基本となる場所です。

その営業所における請負契約を適正に締結し、履行を確保するため、各営業所毎に有する許可に応じて配置が義務付けられている技術者が営業所の専任技術者です。

営業所の専任技術者は、その営業所での見積、入札、図面作成や発注者との協議などの場面において、資格者たる知識と経験に基づいて適切な措置を行うことが期待されており、これを欠くことは営業所の廃止、本店のみの場合は建設業許可自体の取消となる大変重要な職務を持つ者ということが出来ます。

なお、専任のものとは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいい、したがって、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければなりません。

<参考・出典>

⑪『建設業法のポイント 適正な施工体制と元下関係』（国土交通省四国地方整備局）

**問10 営業所の専任技術者は主任技術者として工事現場に配置することはできないのですか？**

**答**

営業所の専任技術者は、その営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められていますが、特例として、下記の要件を全て満たす場合に限り当該工事の「専任を要しない監理技術者等」として配置できます。

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④当該工事が配置技術者の専任を要しない工事であること。

<参考・出典>

⑪『建設業法のポイント 適正な施工体制と元下関係』（国土交通省四国地方整備局）

**問11 営業所の専任技術者は監理技術者等になれますか？**

**答**

原則としてなれません。

営業所の専任技術者は、その営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められ

ます。

特例として、下記の要件を全て満たす場合に限り、営業所の専任技術者が当該工事の「専任を要しない監理技術者等」として配置できます。

- ①当該営業所において契約した建設工事であること
- ②両職務に従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡がとれる体制にあること
- ③当該工事が監理技術者等の現場専任を必要としない工事であること
- ④所属建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること

<参考・出典>

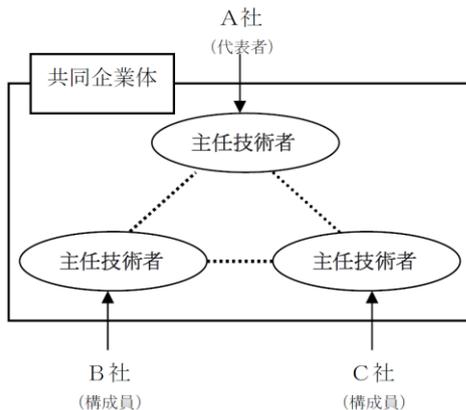
- ⑪『建設業法のポイント 適正な施工体制と元下関係』（国土交通省四国地方整備局）

問 12 JV（建設工事共同企業体）工事では、すべての構成員が技術者を現場に配置しなければならないのでしょうか？

答

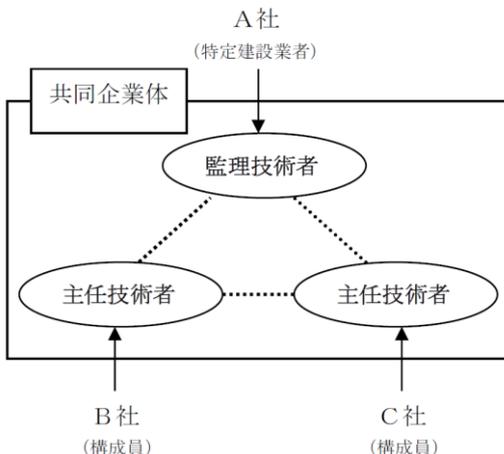
<甲型（共同施工方式）JV>

※甲型JVで下請代金の総額が4,500万円（建築一式：7,000万円）未満の場合



- ①すべての構成員が主任技術者を配置。  
注) 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
- ②発注者から請け負った建設工事（建築一式を除く）の請負代金の額が4,000万円以上の場合、主任技術者は当該工事に専任。

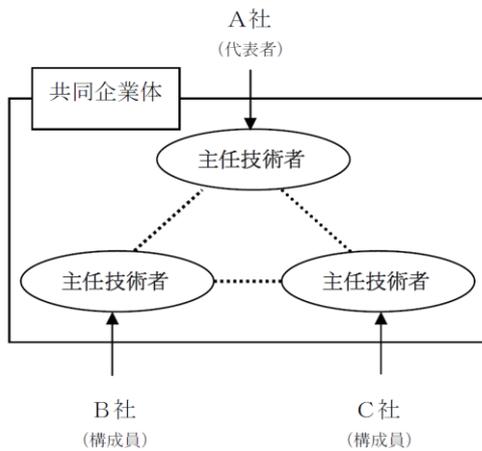
※甲型JVで下請代金の総額が4,500万円（建築一式：7,000万円）以上の場合



- ①特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者又は特例監理技術者を、他の構成員が主任技術者を配置。  
注) 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
- ②監理技術者\*1 及び主任技術者は、当該工事に専任。（発注者から請け負った建設工事（建築一式）の請負代金の額が8,000万円未満の場合は、専任不要）  
\*1 特例監理技術者を設置した場合を除く。

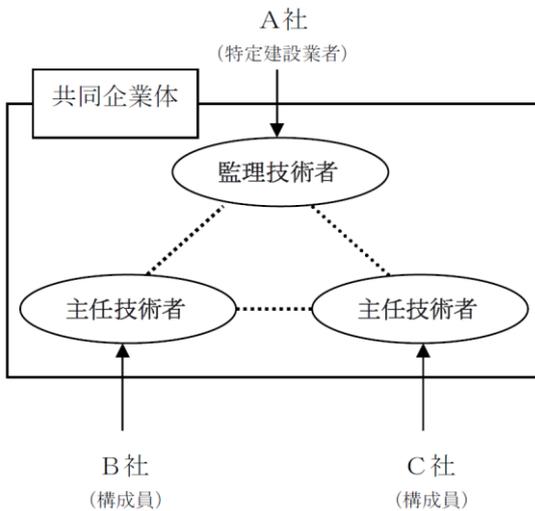
<甲型（共同施工方式）地域維持型JV>

※甲型地域維持型JVで下請代金の総額が4,500万円（建築一式：7,000万円）未満の場合



- ①すべての構成員が主任技術者を配置。  
注) 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
- ②発注者から請け負った建設工事（建築一式を除く）の請負代金の額が4,000万円以上であっても、土木又は建築工事業の許可を有した上位等級の構成員が主任技術者を専任させる場合は、他の構成員は専任不要。

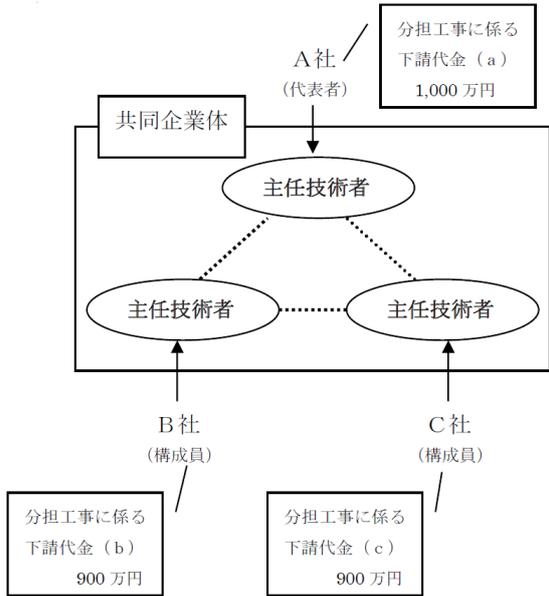
※甲型地域維持型JVで下請代金の総額が4,500万円（建築一式：7,000万円）以上の場合



- ①特定建設業者たる構成員1社以上が監理技術者又は特例監理技術者を、他の構成員は主任技術者を配置。  
注) 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
- ②土木又は建築工事業の許可を有した上位等級の構成員が監理技術者\*1を専任させる場合は、他の構成員は専任不要。（発注者から請け負った建設工事（建築一式）の請負代金の額が8,000万円未満の場合は、全て専任不要）  
\*1 特例監理技術者を設置した場合を除く。

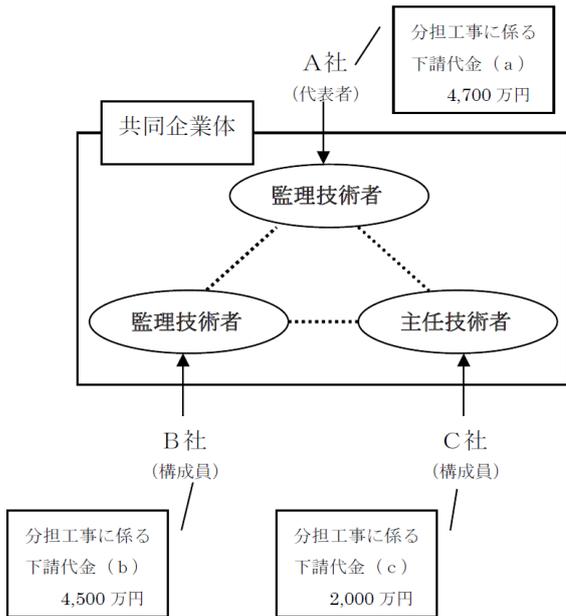
<乙型（分担施工方式）JV>

※乙型JVで分担工事に係る下請代金の総額が4,500万円（建築一式：7,000万円）未満の場合



- ①すべての構成員が主任技術者を配置。  
注) 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
- ②分担工事（建築一式を除く）に係る請負代金の額が4,000万円以上の場合、主任技術者は当該工事に専任。

※乙型JVで分担工事に係る下請代金の総額が4,500万円（建築一式：7,000万円）以上の場合



- ①代表者及び構成員であっても分担工事に係る下請代金が4,500万円（建築一式：7,000万円）以上となった者は監理技術者又は特例監理技術者を、他の構成員は主任技術者を配置。  
注) 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
- ②分担工事（建築一式）に係る請負代金の額が8,000万円以上の場合、監理技術者\*1又は主任技術者は当該工事に専任。  
\*1 特例監理技術者を設置した場合を除く。

<参考・出典>

⑥『建設業者のための建設業法一元請下請関係の適正化のための22の鉄則-』（国土交通省北海道開発局）

**問13 主任技術者、監理技術者に求められる雇用関係とは？**

**答**

工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。

直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、資格者証、健康保険被保険者証または市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要です。

したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえません。

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体及び公共法人等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

その他、組織変更に伴う所属建設業者の変更、雇用期間が限定されている継続雇用制度、持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについては「監理技術者制度運用マニュアル」をご確認下さい。

<参考・出典>

⑩『建設業法のポイント 適正な施工体制と元下関係』（国土交通省四国地方整備局）

**問14 他の企業の主任技術者や監理技術者を配置することはできますか？**

**答**

建設工事の現場に配置する主任技術者や監理技術者は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。

在籍出向者や派遣社員については、直接的な雇用関係にあるとはいえません。

※詳細については、「監理技術者制度運用マニュアル」（二一四監理技術者等の雇用関係）をご確認ください。

<参考・出典>

⑬『建設業許可関連Q&A』（国土交通省九州地方整備局）

**問15 建設工事の現場代理人は、主任技術者や監理技術者と兼務することができますか？**

**答**

同じ建設工事においては、兼務することが可能です。

なお、公共工事では、現場代理人は常駐が求められており、その職務が果たせることが前提となります。（公共工事標準請負契約約款第10号5）

※現場代理人は、建設業法で設置を義務付けるものではなく、契約に基づき設置されているものですが、請負契約を的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負人の代理人です。公共工事においては、公共工事標準請負契約約款により現場代理人の設置が求められています。

<参考・出典>

⑬『建設業許可関連Q&A』（国土交通省九州地方整備局）

**問16 公共工事と民間工事を受注しています。公共工事の現場代理人を民間工事の主任技術者と兼任させたいのですが、可能ですか？**

**答**

建設業法では、現場代理人に常駐や専任の義務づけはしていません。

一方、公共工事標準約款により、現場代理人は常駐を求められていますが、発注者が認める場合は常駐義務を緩和することができるので、発注者に相談願います。

<参考・出典>

⑩『建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A』（国土交通省中国地方整備局）

**問17 鉄筋・型枠工事の主任技術者配置義務免除に当たって「注文者の承諾」とは、下請工事の場合、当該下請工事の発注者を指すのか、それとも工事全体の発注者を指すのか、どちらですか？**

**答**

当該下請工事の直近上位の注文者を指します。

例えば二次下請と三次下請間で合意をとり三次下請の主任技術者の配置を免除しようとする場合、一次下請が注文者に該当します。

なお、注文者の承諾は、当該下請工事の元請と下請の合意の前にあらかじめ書面により必要となります。

<参考・出典>

⑩『建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A』（国土交通省中国地方整備局）

問18 10km程度の近接した工事については、配置する専任の主任技術者の兼務が可能と  
のことですが、現場代理人はどうですか？

答

10km程度に近接した工事については、近接かつ密接に関連した工事を対象とした取扱いであり、その判断は発注者において行われるものであります。

したがって、密接に関連する工事と判断する以上、現場代理人の兼務についても認めて差し支えないものと考えられます。

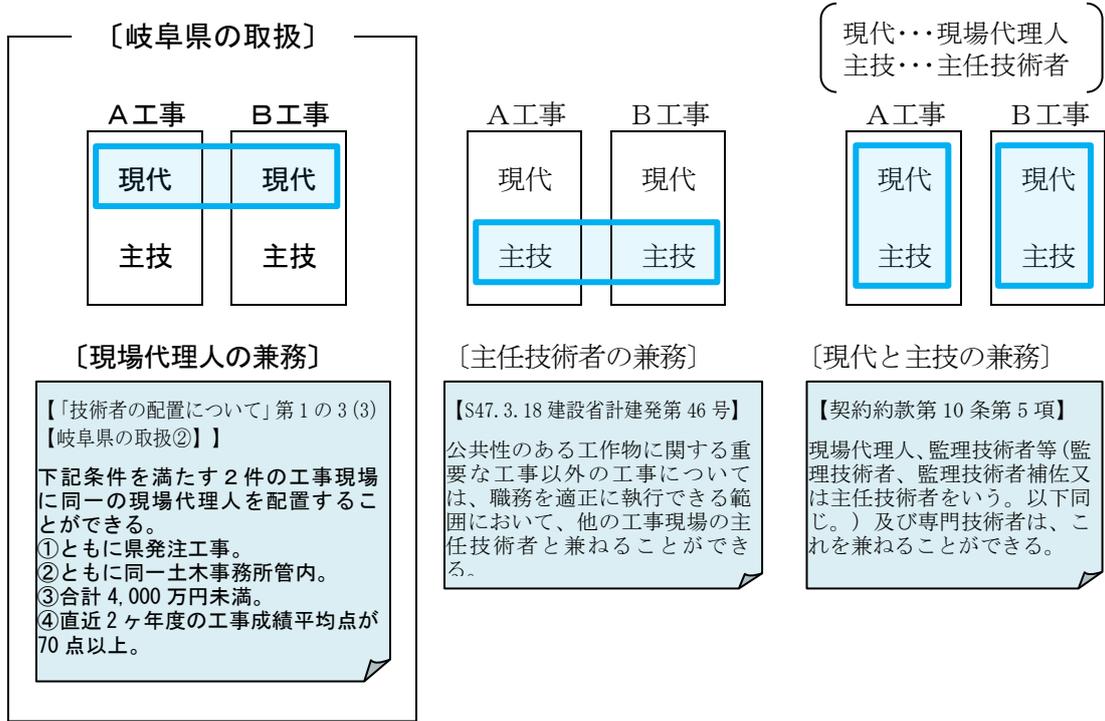
なお、現場代理人の常駐義務規定を免除するためには、兼務する全ての工事について、発注者と受注者による協議手続が必要ですので、現場代理人の兼務について協議手続をお願いします。

※10km程度の近接した工事における現場代理人の兼務については、請負金額、工事成績評定点等の要件を満たす必要はありません。

問19 現場代理人と主任技術者の兼務配置が認められる具体的なケースを教えてください。

答 現場代理人又は主任技術者の兼務配置が認められるケースは、以下のとおりです。

1 「技術者の配置について」第1の3(3)【岐阜県発注工事の取扱い②】等の場合

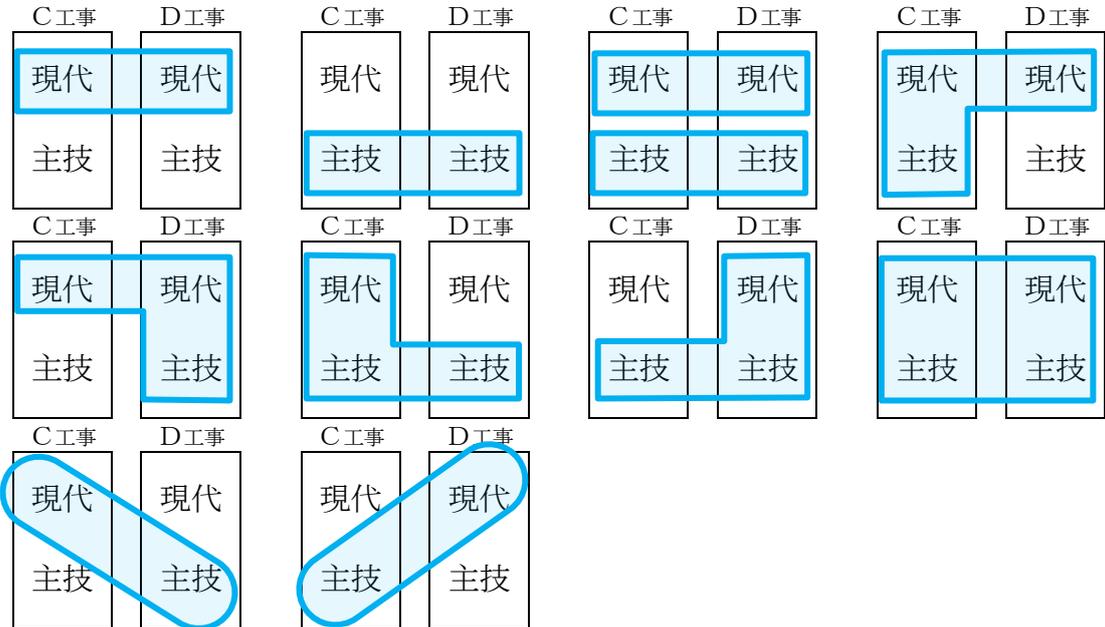


<複合的な兼務の事例>

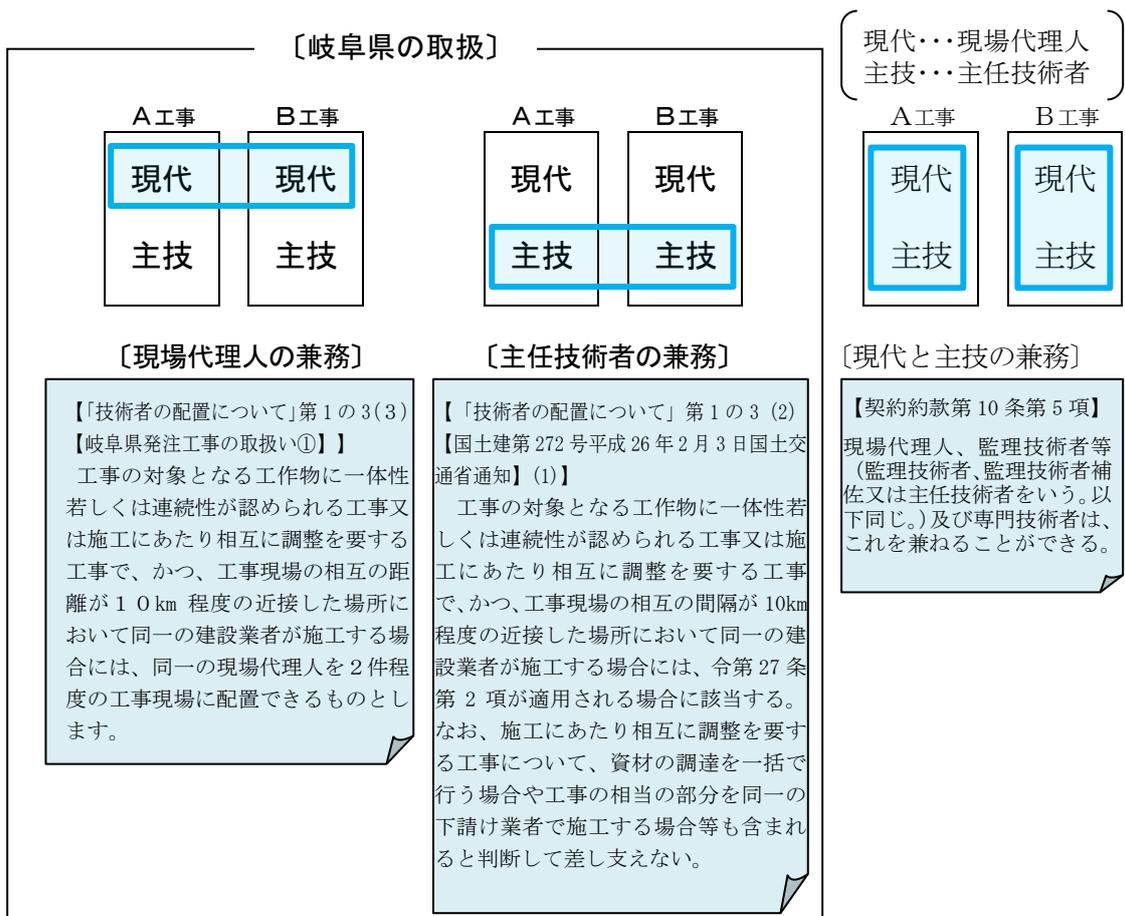
上記の規定または要件をすべて満たす場合には、次のような複合的な兼務も認められる。

※   で囲まれた現代及び主技を同一人が兼務することを認めている。

【兼務が認められる場合】



## 2 10km 程度の近接した工事の場合



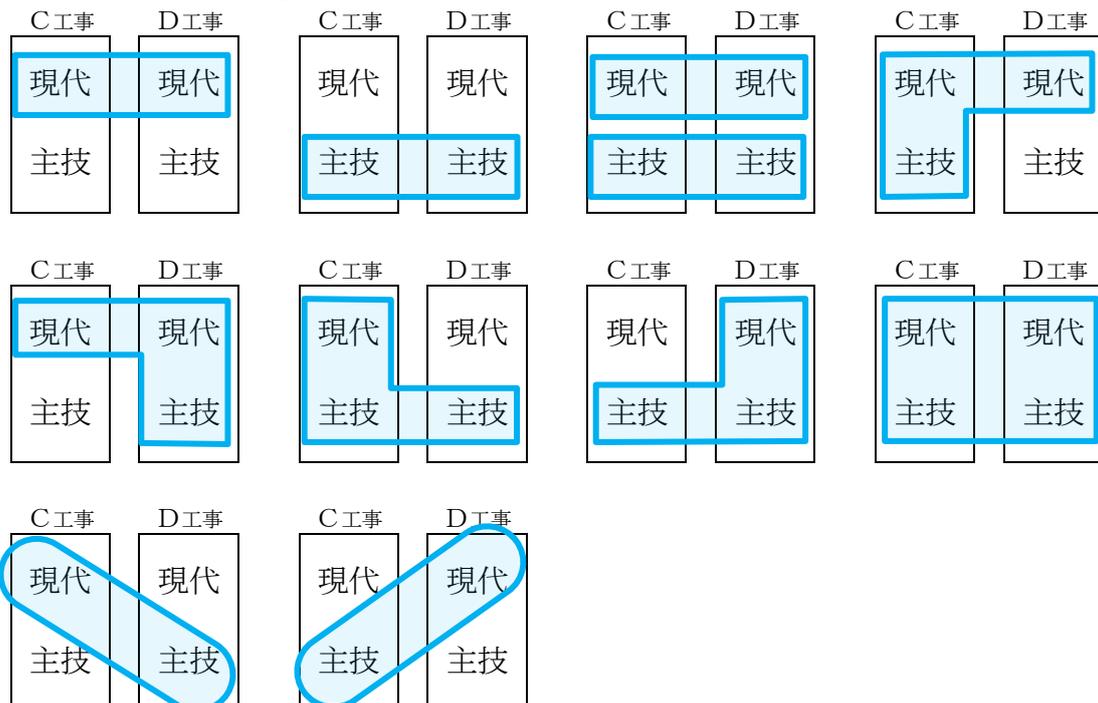
### < 2工事の工事金額による、複合的な兼務の事例 >

上記の規定または要件をすべて満たす場合には、次のような複合的な兼務も認められる。

(1) 2工事とも4,000万（建築8,000万）未満

【兼務が認められる場合】

C工事・・・4,000万（建築8,000万）未満  
D工事・・・4,000万（建築8,000万）未満

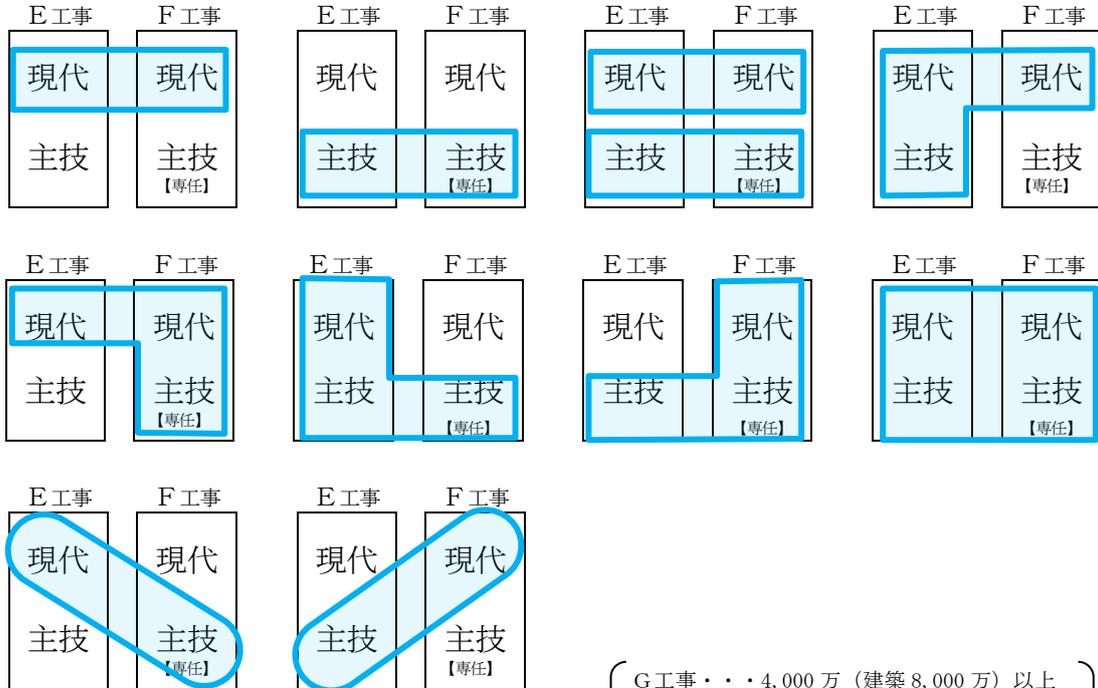


(2) 1工事が4,000万(建築8,000万)以上

E工事・・・4,000万(建築8,000万)未満  
F工事・・・4,000万(建築8,000万)以上

専任を要する主任技術者が[10km程度の近接した工事の場合]における枠内の要件を満たす場合において、当面の間、他工事の現場代理人も兼務可能として扱う。

【兼務が認められる場合】

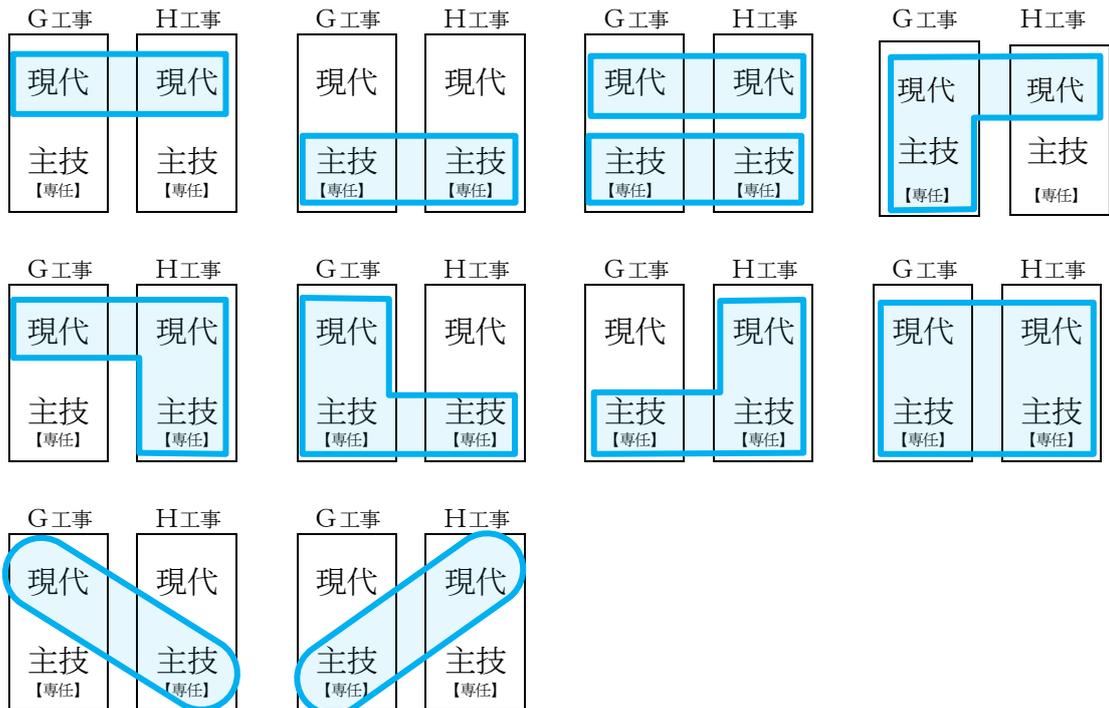


(3) 2工事とも4,000万(建築8,000万)以上

G工事・・・4,000万(建築8,000万)以上  
H工事・・・4,000万(建築8,000万)以上

専任を要する主任技術者が[10km程度の近接した工事の場合]における枠内の要件を満たす場合において、当面の間、他工事の現場代理人も兼務可能として扱う。

【兼務が認められる場合】



問 20 特例監理技術者と現場代理人の兼務は可能でしょうか？

答

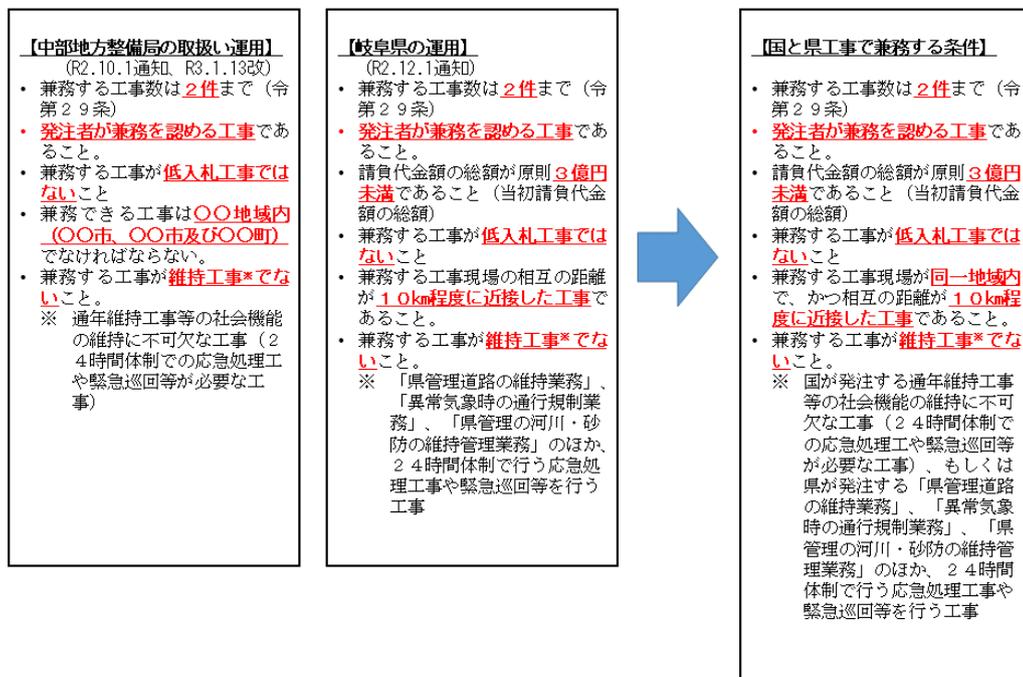
契約約款第 10 条第 5 項の規定の趣旨に鑑み、現場代理人との兼務は可能です。  
ただし、現場代理人の常駐義務の緩和要件を満たす必要があります。

問 21 発注機関の異なる場合の特例監理技術者の兼務条件はどう扱いますか？

答

各々の機関が定める兼務条件のいずれも満足することが必要となります。  
なお、国と県工事での特例監理技術者の条件は以下のとおりです。

### 特例監理技術者の兼務条件について



問 22 兼務が可能な件数や距離の「程度」の範囲はどこまでですか？

答

岐阜県発注工事では、工事件数の「程度」は「+1 件」を想定しています。

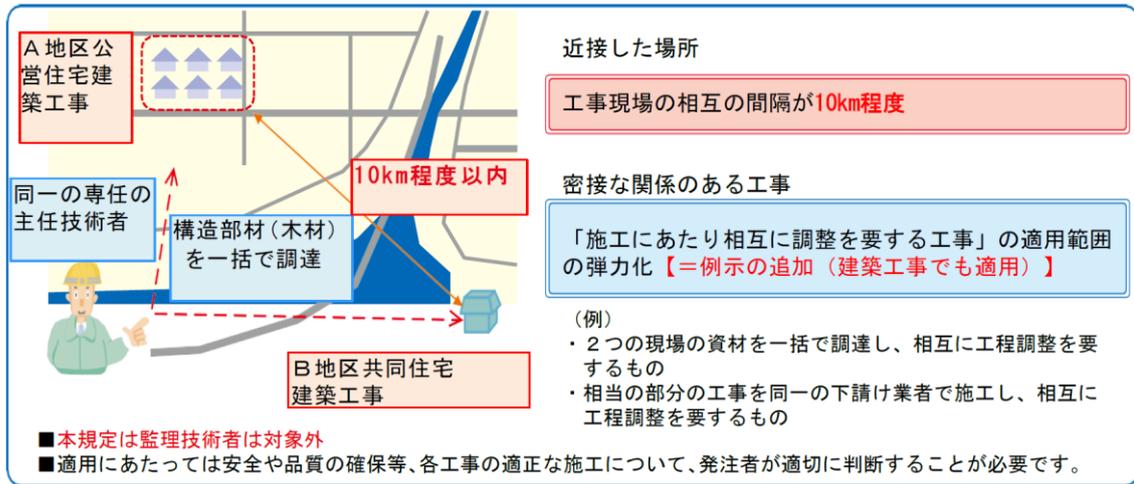
工事現場間距離の「10km 程度」は、直径 10km 程度内に対象工事が入ることを指し、この場合の「程度」とは「+1 km」を想定しています。

問 23 兼務対象となる工事の距離感は、どのようなイメージですか？

答

現場代理人の兼務「岐阜県の取扱①」及び主任技術者の兼務における「10km 程度」とは、以下のとおりです。（対象とする各現場が、全て 10km 程度の範囲内に収まること。各工事の発注者の承諾前提。）

<専任の主任技術者による兼務が認められる例>



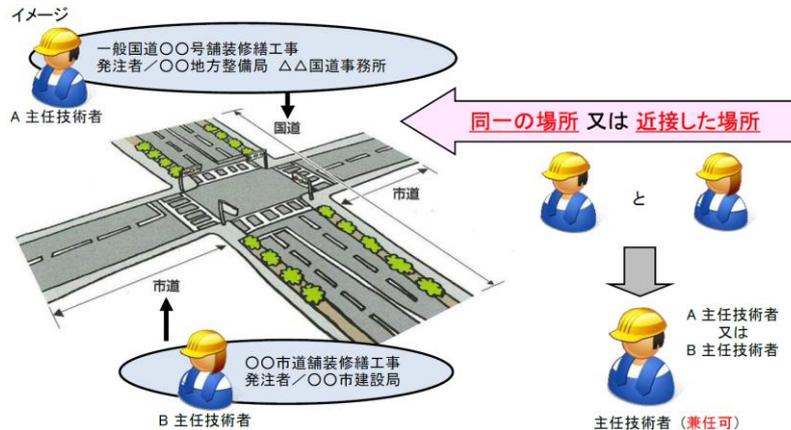
<参考・出典>

①『建設業法のポイント 適正な施工体制と元下関係』（国土交通省四国地方整備局）

問 24 2以上の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合とは？

答

公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事のうち密接な関連のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。（建設業法施行令第27条第2項）



<参考・出典>

②『よくわかる建設業法』（国土交通省九州地方整備局）

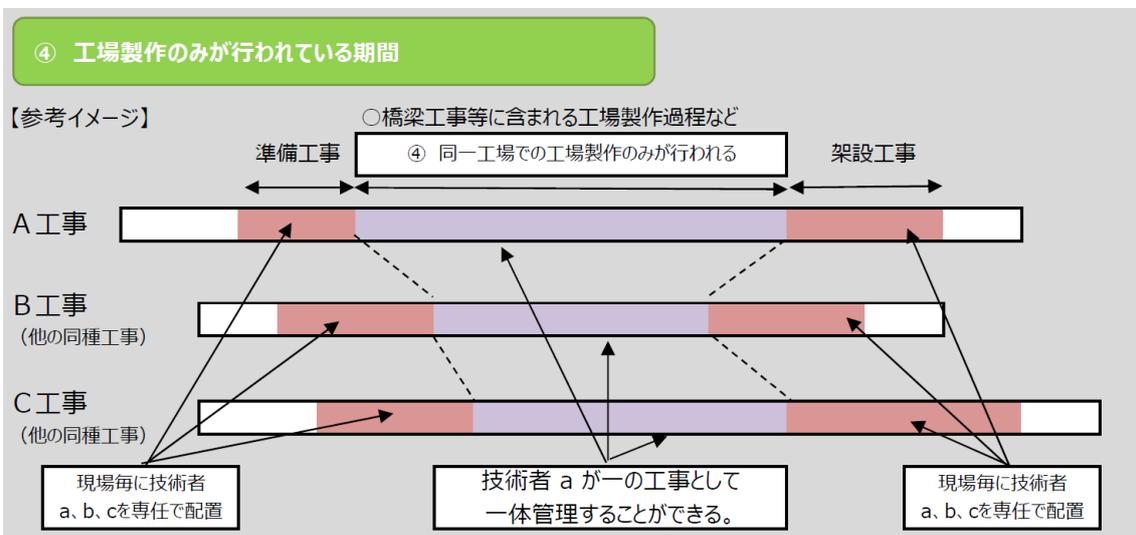
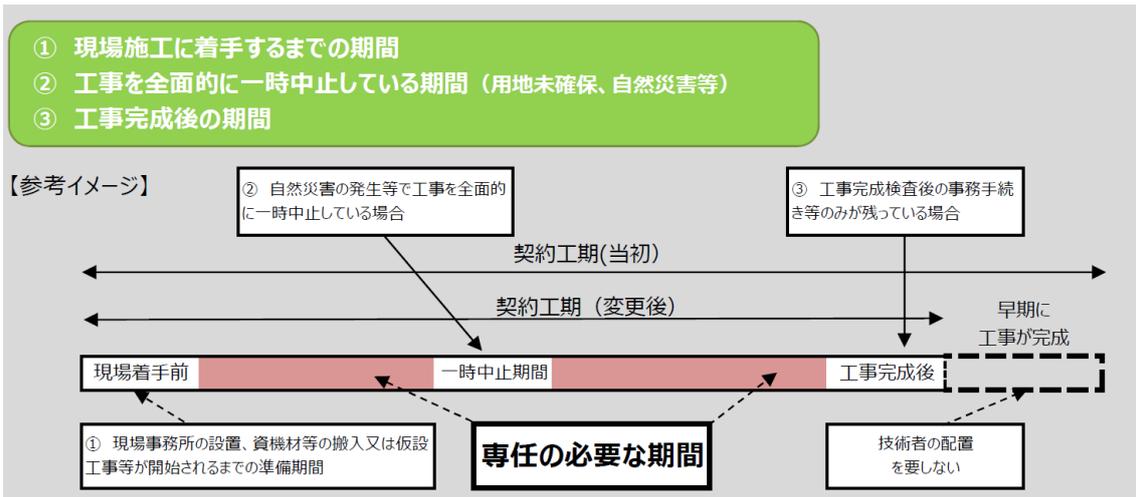
問25 監理技術者等の専任が必要な工事をするにあたり、工場製作や資材調達（以下この問25において「工場製作等」といいます。）をする期間がありますが、  
 ①工場製作等のみの期間は監理技術者等の専任は必要ないですか？  
 ②専任が不要な場合、工場製作等の期間中であれば他の工事の専任監理技術者等となっても良いですか？

答

①工場製作等を含む工事で、工場製作等が行われ、かつ、現場施工を伴わない期間については、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合わせ記録等の書面によりその期間が明確になっていれば専任を要しません。

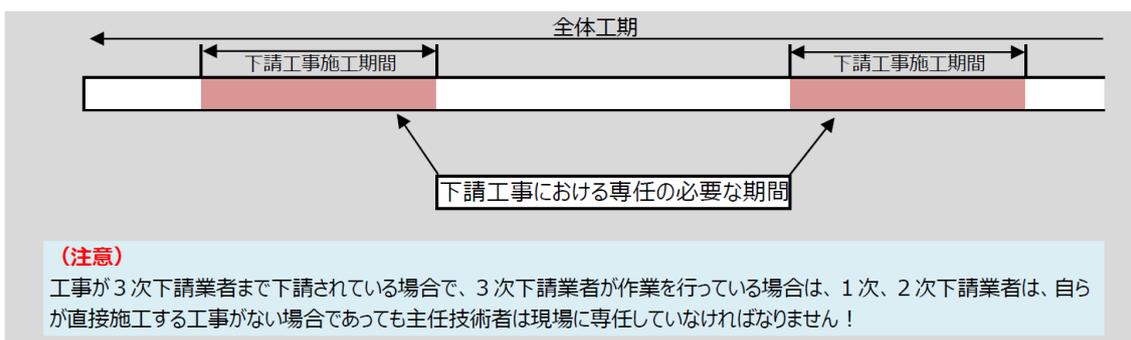
なお、測量は実際の工事のための準備工事として現場施工期間に含まれますが、工場製作等の期間に行われる、工場製作を行う上で必要な測量を含む現地確認は、工場製作等の一環として扱うこととします。【岐阜県発注工事の運用】

②工場製作等の期間に配置する技術者は、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作される場合については、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができます。



なお、下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の

必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とされています。



<参考・出典>

⑩『建設業法に基づく適正な施工体制についてQ & A』（国土交通省中国地方整備局）

**問26 【岐阜県発注工事の運用】**

兼務対象工事の発注者が異なる場合、受注者はそれぞれの発注者に兼務申請書を提出する必要がありますか？

答

現場代理人、主任技術者及び特例監理技術者の常駐（専任）義務規定の緩和については、兼務対象工事の発注者が異なる場合、受注者は先行して契約している発注者と新たに契約する発注者に兼務申請書を提出していただきます。また、発注者が同一である場合は、当該申請書を1部に省略することができるものとします。ただし、県以外の発注者には提出不要です。

先行して契約している発注者には、新たに契約する工事の契約締結までに提出してください。新たに契約する発注者には、「配置予定技術者に関する提出書類について（お知らせ）」（令和3年2月）をご参照いただき提出してください。

なお、提出した兼務申請書の記載内容に虚偽があると判明した場合は、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づき、入札参加資格の停止措置を行う場合がありますのでご注意ください。

**問27 【岐阜県発注工事の運用】**

受注者から提出される「現場代理人・主任技術者・（特例）監理技術者の兼務申請書」に、根拠資料の添付は必要ないですか？

答

受注者は、「現場代理人・主任技術者・特例監理技術者の兼務申請書」に記載する内容について、その根拠資料を添付する必要がありますので、契約書の写し等の提出要請をお願いします。

なお、これらの注意事項については、別添のとおり「現場代理人・主任技術者・特例監理技術者の兼務申請書」様式に記載することとしましたので、ご注意ください。

問 28 監理技術者等が専任を要しない期間について教えてください。

答

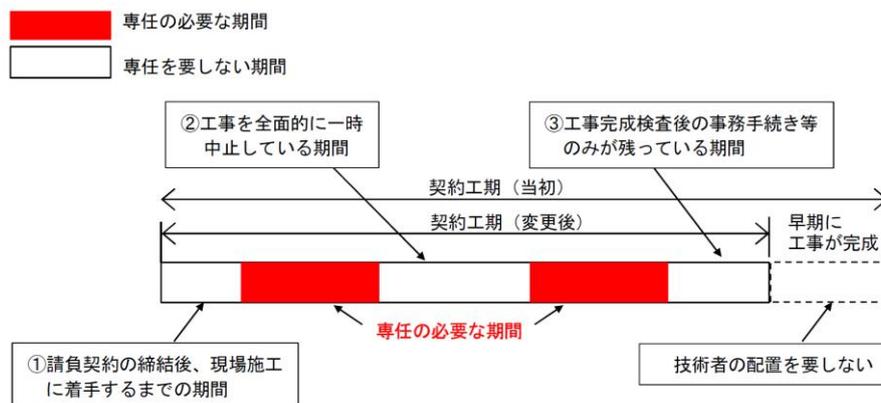
元請が主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は必要としません。

ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確になっていることが必要です。

(監理技術者制度運用マニュアル三(2))

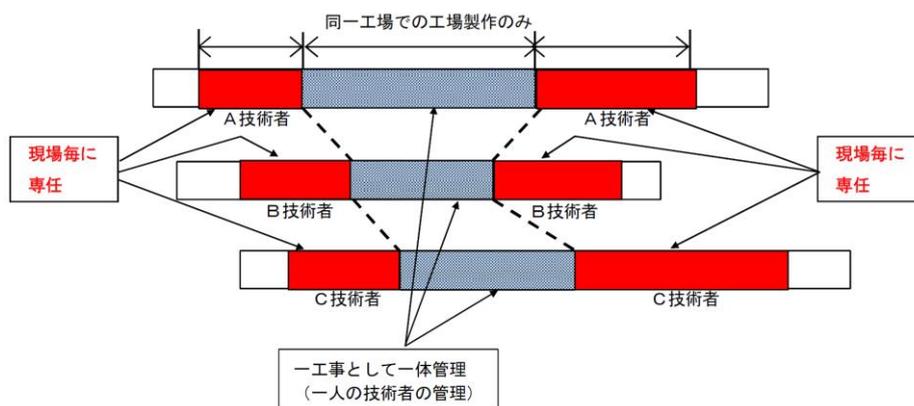
(1) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要しない期間

- ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間



④橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

なお、工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができます。



<参考・出典>

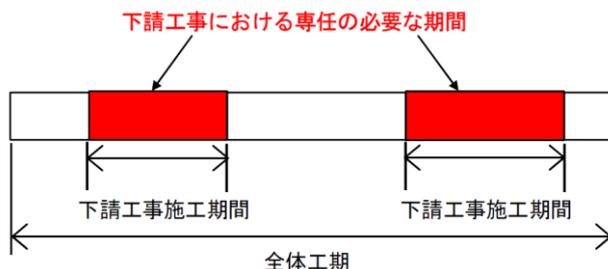
⑨『建設業者のための建設業法』（国土交通省北陸地方整備局）

問 29 下請工事における専任の必要な期間について教えてください。

答

下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とされています。

工事が三次下請業者まで下請されている場合で、三次下請業者が作業を行っている場合は、一次・二次下請業者は、自らが直接施工する工事が無い場合であっても主任技術者は現場に専任しなければなりません。



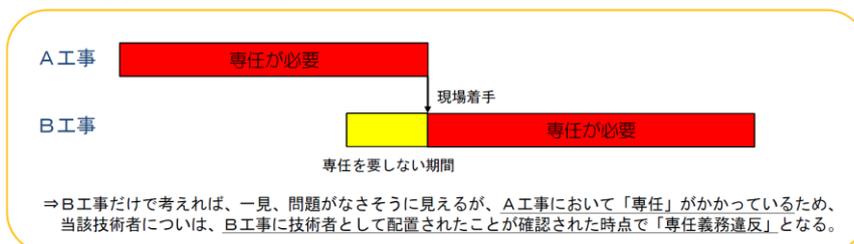
<参考・出典>

⑨『建設業者のための建設業法』（国土交通省北陸地方整備局）

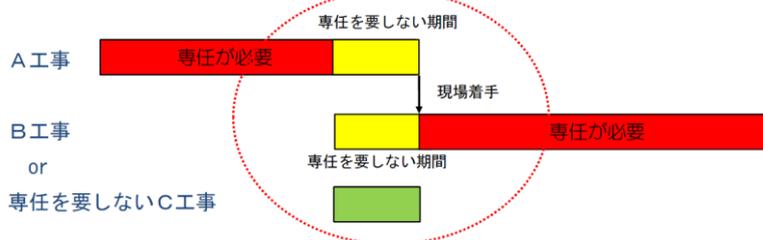
問 30 工期内に専任を要しない期間がある工事で注意すべき事項を教えてください。

答

現場着手までは専任を求めないという規定を活用した場合、事前相談の段階で以下のようなケースが見受けられます。



OKになるためには以下のような状況にあることが必要となります。



<参考・出典>

⑨『建設業者のための建設業法』（国土交通省北陸地方整備局）

問31 専任を要しない期間における他の専任の必要な工事への従事について教えてください。

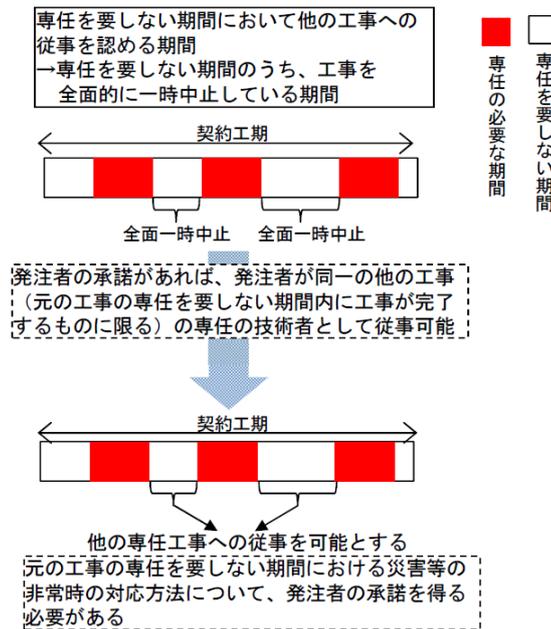
答

元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐について、工事を全面的に一時中止している期間に限って、発注者の承諾を得た上で、発注者が同一の他の工事の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができます。

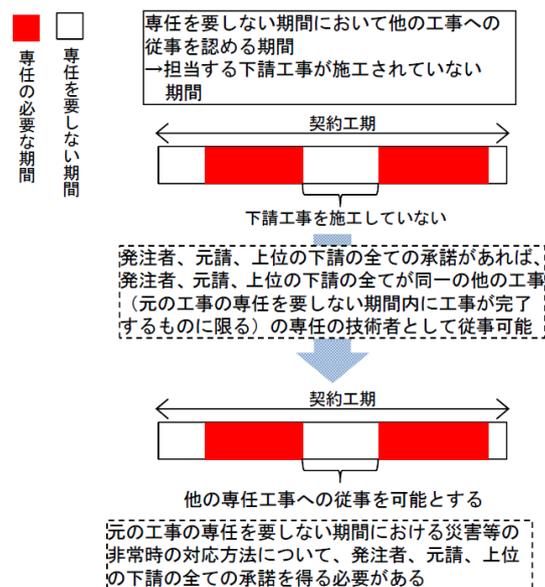
また、下請の主任技術者についても、一定の条件下で発注者や元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事の専任の主任技術者として従事することができます。

(監理技術者制度運用マニュアル三(2))

<元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合>



<下請の主任技術者の場合>



<参考・出典>

⑨『建設業者のための建設業法』（国土交通省北陸地方整備局）